

嘉庫 嘉悦大学学術リポジトリ Kaetsu

University Academic Repository

Liability of the Proprietor of an Establishment

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2007-04-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Kosuga, Seiichi メールアドレス: 所属:
URL	https://kaetsu.repo.nii.ac.jp/records/187

客の携帯品に対する場屋営業者の責任

—近時の裁判例に対する検討を中心に—

Liability of the Proprietor of an Establishment

小 菅 成 一

Seiichi Kosuga

<要 約>

商法では、客の来集を目的とする人的・物的設備を備えて、公衆の需要に応ずる取引を行う場屋営業者（ホテル、映画館等を営業する商人）は、客の携帯品について、①客から寄託を受けたにもかかわらず、場屋営業者が当該携帯品を滅失または毀損した場合には、それが不可抗力により生じたことを証明しない限り、損害賠償責任を免れることができないと規定（商法594条1項）し、さらに、②客が寄託をしない物品であっても、場屋中に携帯した物品が、場屋営業者またはその使用人の不注意により滅失または毀損した場合には、場屋営業者は損害賠償責任を負うと規定（同条2項）している。

この場屋営業者の責任めぐる裁判例は、これまであまり多く見られなかったが、ここ最近では、ゴルフ場のクラブハウス内における貴重品ロッカーからの窃盗犯による財物の盗難とキャッシュカードの不正使用に関する事件が多発したことから、被害に遭った客が、ゴルフ場に対して場屋営業者としての責任を追及する訴訟が増えてきているという。

そして、こうした裁判例の中には、まず貴重品ロッカーに携帯品を保管したことにつき、客と場屋営業者との間に寄託契約が成立するのか否かを検討し、その結果、寄託契約が成立しなくても、場屋営業者側に、貴重品ロッカー等の施設内の管理に不注意があった場合には、当該営業者に対し、商法594条2項に基づく善管注意義務違反を認めるものも出現してきている。

本稿では、場屋営業者の責任に関する商法594条の規定の趣旨を確認した上で、当該規定に関する近時の裁判例を検討しつつ、場屋営業者には、例え客との間に寄託契約が成立しなくても、客が安心して携帯品を貴重品ロッカー等に預けられるようにするための施設に対する安全管理義務があると結論付けている。

<キーワード>

場屋営業者、寄託責任、客の携帯品、ゴルフ場（クラブハウス内）の貴重品ロッカー、盗難事件、場屋営業者の施設に対する安全管理義務

1. はじめに

商法502条7号では、営業的商行為の一つとして「場屋営業」について定めている。これは、客の来集を目的とする人的・物的設備を備えて、公衆の需要に応ずる取引のことであり、一般に、旅館やホテル等の宿泊施設の営業の他、喫茶店やレストラン等の飲食店の営業、浴場の営業、映画館や演劇場等の興行営業、パチンコやゲームセンター等の遊技場の営業等も場屋営業に含まれると解されている¹⁾。なお、反復的・継続的に上記の営業活動を行う者は、商法4条1項にいう「商人」に該当する。

そして、商法594条1項では、場屋営業者は、客から寄託を受けた物品の滅失または物品の毀損について、それが「不可抗力」により生じたことを証明しない限り、損害賠償責任を免れることができないと規定し、さらに、同条2項では、客が寄託をしない物品であっても、場屋中に携帯した物品が、場屋営業者またはその使用人の不注意により滅失または毀損した場合には、場屋営業者は損害賠償責任を負うと規定している²⁾。

これは、場屋営業の施設には、不特定多数の客が出入りをし、時間の長短はあれ、少なくともある程度の時間的滞在をすることが予定されていることから、客の携帯品の紛失や盗難等の危険が少なくなく、しかも、その携帯品の安全を自ら確保できない場合が少なくないため、商法では、場屋営業者の寄託責任について、厳格な規定を設けているためとされている³⁾。

ところで、この場屋営業者の責任をめぐる裁判例は、これまであまり多く見られなかったが、ここ最近では、ゴルフ場のクラブハウス内における貴重品ロッカーからの窃盗犯による財物の盗難とキャッシュカードの不正使用に関する事件が多発したことから、被害に遭った客が、ゴルフ場に対して場屋営業者としての責任を追及する訴訟が増えてきているという⁴⁾。

そこで、本稿では、まず場屋営業者の責任に関する商法594条の規定の趣旨を確認した上で、当該規定に関する近時の裁判例を概観しつつ、場屋営業者の客に対する責任（とくに裁判例の傾向）につき、検討を行っていきたい。

2. 場屋営業者の責任に関する規定

(1) 商法594条の沿革

商人は一般に、その営業の範囲内において寄託を受けたときには、無報酬であっても、善良なる管理者の注意をもって受寄物を保管する義務を負う（商法593条）。民法では、無償寄託の受寄者は、自己の財産における場合と同一の注意をもって受寄物を保管すれば足りるが（民法659条）、商法では、商人の信用を重んずる趣旨から、その責任をより厳格にしているという⁵⁾。したがって、場屋営業者についても、厳格な寄託責任が負わされるのである。

この場屋営業者に関する規定は、ローマ法のレセプトウム（receptum）責任を踏襲したものであるといわれる⁶⁾。すなわち、ローマ法においては、船主、旅館、駅舎等の主人は、受け取った運送品や客の携帯品について、受領という事実のみによって絶対的な返還義務が

課されていた。しかし、その後、場屋営業者の厳格な責任については、滅失や毀損について、不可抗力や寄託物自体の瑕疵、客の過失等があった場合には、例外的に責任が免除されるものとして近世法に受け継がれ、現在でも、わが国を含めた各国の法制に何らかの形で採り入れられているという⁷⁾。

(2) 商法594条1項の「不可抗力」の意義

商法594条1項にいう「不可抗力」の定義について、とくに明文上の規定はなされていない。そこで、この不可抗力の解釈をめぐっては、学説上、以下のような見解が主張されてきた。

第1説(主観説)によれば、商法594条1項にいう不可抗力とは、営業の性質に従い最大の注意をしても避けることのできない危害であると解している⁸⁾。しかし、この説に対しては、軽過失(通常注意)と最軽過失(最大注意)との区別が難しいとする批判がなされている⁹⁾。

第2説(客観説)は、商法594条1項の不可抗力とは、特定の営業の外部から発生した出来事で、通常その発生を予期しえないものであると解している¹⁰⁾。しかし、この説に対しては、発生を予期できるものの、それを防止することが技術的・経済的に困難な場合でも、営業者に責任を負わせることは酷であるとする批判があり¹¹⁾、また、場屋営業者のレセプトウム責任は、最近の人命・財産に危険をおよぼす危険な企業のいわゆる危険責任とは異なるとする指摘もなされている¹²⁾。

第3説(折衷説)は、商法594条1項の不可抗力とは、特定営業の外部から発生した出来事で、通常必要と認められる予防手段を尽くしても、その発生を防止することができない危害であると解している¹³⁾。なお、ここにいう「外部から発生した出来事」とは、営業者の組織体以外の原因から生じたものをいい、天災等の自然現象や戦争等の人為的出来事の双方を含むものをいう。また、「通常必要と認められる予防手段」については、各々の営業の性質に従って、客観的・抽象的に決定されるべきものであり、営業者の主観的事情は考慮されないという¹⁴⁾。

この折衷説が、現在の通説であり、判例も商法594条1項にいう「不可抗力」の解釈につき、この折衷説の立場を採用している(大審院大正2年12月20日判決・民録19輯1036頁等)。

(3) 商法594条2項について

前述のように、客がとくに寄託をしない物品であっても、場屋中に携帯した物品が、場屋営業者またはその使用人の不注意により滅失または毀損した場合には、場屋営業者は、損害賠償責任を負う(商法594条2項)。場屋営業者の責任は、客との特殊な関係に基づくものであるため、一般の不法行為責任とは異なり、場屋の利用関係に基づいて法が認めた特別の責任と解されている¹⁵⁾。

この商法594条2項にいう「不注意」とは過失の意味であり、必要な注意義務の程度は、

善良なる管理者の注意と解されている。したがって、このような注意義務を果たさなかったことは、客の側で証明しなくてはならない。ただし、客から寄託を受けた場合には、滅失または毀損が不可抗力によることを場屋営業者の側で証明しなくてはならないと解されている¹⁶⁾。

本条項にいう「客」の意義については、場屋の実際の利用の有無によって決められるものではなく、場屋を利用する目的で場屋に入った者が、その施設を利用することなく場屋を去った場合にも、その者の携帯品につき、場屋営業者が責任を負う場合があるものと解されている¹⁷⁾。

また、「使用人」については、場屋営業者の取引のために事実上使用されている者全般を含むとされている（つまり、場屋営業者と使用人との間に、雇用契約が締結されていなくてもよいと解されている）¹⁸⁾。

3. 場屋営業者の責任をめぐる裁判例

以下では、場屋営業者の責任が問題となった裁判例（責任が肯定された事例〔下記の①～⑤の判決〕、否定された事例〔下記の⑥～⑩の判決〕）につき、取り上げていくこととする。

（1）場屋営業者の責任が肯定された事例

①名古屋地裁昭和59年6月29日判決（判例タイムズ531号176頁）

【事実の概要】

会社経営者であるXは、地元の親睦会を兼ねたゴルフ大会に参加してY（株式会社多治見カントリークラブ）に入場したのであるが、プレー終了後、Yに保管を託した道具一式を含むキャディバックをクラブ側が紛失したと主張し、Yに対して商法594条1項に基づいて損害賠償を請求した。

【判旨】

本件事案に対して、裁判所は、まずゴルフ場が商法第594条1項にいう「場屋」に該当するか否かにつき、「ゴルフ場営業は客にスポーツをさせることを主目的とする点において商法第594条1項が例示する『旅店、飲食店、浴場』と多少異なった側面を有しているようでもあるが、ゴルフ場もその本質的部分は、一定の設備を設けて広く客の来集を待つことにあり、かつその客はある程度の時間その場所に滞在することを予定されているのであるが、その滞在目的が営業の対象となっている点において『旅店、飲食店』等と共通しているのであるから、この点から見てゴルフ場も『客の来集ヲ目的トスル場屋』に含まれると考えられる」とした上で、「プレー終了後、クラブハウス近辺でキャディはゴルフクラブを確認した後、客からの格別の指示を待たずにバックを置場に戻すためにそのまま運び去る。その後客は入浴、食事等のためかなりの時間をバックから離れて過ごすのであるから、客がここでキャディがバックを運び去るのを放任するのは、黙示のうちに、バックをバック置き場に戻して客

が退場できるようになるまでの間ゴルフ場側において一旦これを保管するよう求め、キャディも黙示のうちにこれを承諾して一旦バックを預り、クラブハウス内に運び込むということになるだろう。従って、ここで新たな寄託行為があるとするべきか、従前の寄託関係が続いているとすべきかはともかく、ここで客はその後暫くバックの占有を離れることを予定してキャディにその保管を託するのであるから、この状態は寄託であると考えられる。」とし、本件においては、キャディが、Xからバックの保管を託された後に紛失したことを認め、Yに対し損害賠償を命じた。

②東京地裁平成8年9月27日判決（判例時報1601号149頁）

【事実の概要】

Y（株式会社吹の湯旅館）は旅館業を営む会社であるが、XがこのYの経営するA旅館に宿泊したところ、A旅館前の前面にある丘陵が70年ぶりの集中豪雨により崩落し、A旅館前に駐車してあったX所有の自動車（以下、「本件車両」という）が土砂に埋まり、破損した（なお、Xは、A旅館のフロントに本件車両の鍵を預けていた）。そこで、Xは、Yには場屋営業者としての責任があるとして、損害賠償を請求した。

【判旨】

本件事案に対して、裁判所は、「Xは、Yとの間で宿泊契約を締結した際、会社（Xが経営する損害保険代理店〔カッコ内筆者注〕）の代表者として、Yに対し、本件車両を保管することを依頼し、一方、Yは、その鍵を受け取ることによって本件車両を支配下に置いてこれを保管したのであるから、XはYに対して本件車両を寄託したというべきである。そうすると、Yが客の来集を目的とする旅店である旅館を経営するものであることは、前記のとおり争いがないから、Yは、商法594条に基づき、その営業の範囲内において客から寄託を受けた本件車両に損害が生じた以上、これを賠償する責任を負うべきである。」とした上で、「本件崩落事故は、集中豪雨の結果として本件丘陵部分の地盤が緩んだことによって発生し、右集中豪雨は、稀にしか発生しない災害であったといえることができる。しかし、（中略）本件丘陵部分は傾斜地であるにもかかわらず、これに接して駐車場が設けられていたことからすれば、本件丘陵部分に何らかの土留め設備が設けられていれば本件崩落事故は生じなかったとの可能性を否定し去ることはできない。そしてまた、（証拠略）本件丘陵部分の土砂崩れが始まってから本件車両に土砂が被さるまでの崩落の勢いはさほど急激なものともまではいえなかったことが推認され、そうだとすれば、Y従業員等が事態に迅速に対応していれば本件車両の損傷の被害を防止できたとの疑いがある。」とし、本件車両の損傷が不可抗力によるものとは認められないとして、Yに、Xに対する損害賠償を命じた。

③大阪高裁平成12年9月28日判決（判例時報1746号139頁）

【事実の概要】

Y（株式会社ユニオンホテル）が経営するホテルに宿泊したXは、その所有する自動車をホテルの駐車場に駐車しようとしたが、同駐車場が満車であったため、ホテル従業員の指示に従って、本件自動車をホテル玄関前に駐車し、本件自動車の鍵をホテルフロントの従業員に預けた。しかし、その後数時間以内に本件自動車が盗難に遭ったため、Xは、Yに対して損害賠償を請求した。

【判旨】

一審判決（大阪地裁平成12年1月18日判決〔判例時報1746号141頁〕）では、本件において、ホテルが車の鍵を預かった行為は、本件自動車の一時的移動を代行するためにすぎないとして、寄託契約の要件である本件自動車の保管約束とその受取りの要素がなく、ホテルと車両所有者との間には寄託契約が成り立たないとして、Xの主張を棄却した。

これに対して、本件控訴審判決は、「Xは、自らホテルの自室に戻ることから、Yにおいて本件自動車をホテルの敷地内で移動させることを了承し、その鍵を従業員に交付することにより、Yに対してその保管を委託し、Yはこれを承諾したのであるから、Yは、ホテル営業の範囲内において、無償でXから本件自動車の寄託を受けたというべきであり、（中略）いずれも右認定を左右するものではない。」として一審判決を変更し、Yの損害賠償責任を認めた。

④東京地裁平成16年5月24日判決（金融法務事情1724号58頁）

【事実の概要】

Y（株式会社十里木）の運営するゴルフ場の利用客であるXは、クラブハウス内の貴重品用ロッカーに現金・キャッシュカード等の入った財布を保管したところ、不審者が、貴重品ロッカー付近にあらかじめ設置していた盗撮用カメラで貴重品用ロッカーの入力番号を録画して暗証番号を判読し、Xのプレー中に貴重品用ロッカーを開扉して現金3万円とキャッシュカードを盗取した上、そのカードを使って銀行のATMから156万円余を引き出したという事件である。本件において、Xは、Yには場屋営業者としての責任があるとして損害賠償を請求した。

【判旨】

本件事案に対して、裁判所は、「Yにおいては、客から貴重品預かりの申し出があった場合これをフロントで保管する態勢をとっていたことが認められ、実際、ホテル等客の来集を目的とする場屋において、貴重品はフロントに預け入れるべき旨掲示されていることが多いのもまた公知の事実である。しかしながら、Yにおいてロッカー室内のロッカーとは別に貴重品ロッカーを、それもフロントから目の届く位置に設置したという事情に照らせば、貴重品預かり態勢の点は、Yが本件ロッカー在中の物について善管注意義務を負うことを否定す

る事情とはなり得ない。以上の点を総合すれば、本件の場合、Xの主張するとおり、X・Y間にロッカー内の保管物（本件財布等）を目的とする商事寄託契約が成立したと認めることができ、Yは、本件財布等に対する盗難防止についての善管注意義務を負うことになる。そして、Yは、それにもかかわらず、不審者が本件ロッカー付近に盗撮用カメラを設置したことを見逃し、かつ、クラブハウスに進入して本件ロッカーを開扉して本件財布等を盗取したことに気付かなかつたのであるから、商事寄託契約に基づく債務不履行責任を負うことになる」と判示した。

しかし、Yは、本件ロッカーの暗証番号を打ち込むボタンのカバー部分に、盗難防止のため暗証番号の盗用に注意するよう警告する旨のシールを貼付していたことから、「Xが本件財布在中のクレジットカードの暗証番号と同一の番号を、ロッカーの暗証番号として設定したことは、やはりそれ相応の過失がXにもあるというべきであつて、その過失相殺の割合は、4割とするのが相当である。」とし、X側にも過失があつたことを認めた（本件控訴審判決については、後掲⑨判決を参照）。

⑤秋田地裁平成17年4月14日判決（金融商事判例1220号21頁）

【事実の概要】

Xは、Y（株式会社ロイヤルセンチュリーゴルフ倶楽部）が経営するゴルフ場を訪れ、現金・キャッシュカード、クレジットカード等が入った財布をロッカー室入口付近に設置されていた貴重品用のロッカーに保管した。訴外Aら窃盗グループは、共謀の上、レンタカーで本件ゴルフ場に到着し、ゴルフ客を装って、暗証番号盗撮用の小型カメラを持ってクラブハウス内に入った。そして、Aらは、小型カメラを本件ロッカーの裏側に設置し、Xの利用したロッカーの暗証番号を判読、当該ロッカーを開扉してXの財布を盗取した上で、本件キャッシュカードを使用して、約562万円を銀行のATMから引き出した。そこで、Xは、Yは場屋営業者としてクラブハウス内に入場する不審者等のチェックや見回り監視等を怠つたとして、Yに対し損害賠償を請求した。

【判旨】

本件事案に対して、裁判所は、「①ある顧客が本件ロッカーを利用しているのか否か、そして何時物を入れて何時出したのかをY側で当然に把握できる仕組みがないこと、②顧客が設定した暗証番号はもとより、ボックス内の在中物がどのような物かもY従業員は認識していないこと、③例外的な緊急時を除いて、Yが顧客に無断で解錠して本件ロッカーの在中物を確認することは予定されていないこと等の事情に鑑みれば、Yが本件ロッカー在中物を自己の支配下においていると認めることはできない。」として、商法594条1項の適用を否定した。

しかし、裁判所はさらに、「Yは、自らが営業する場屋に、『貴重品ロッカー』と銘打って本件ロッカーを設置したのであるから、本件ロッカー自体の安全を維持確保する義務を負うことは当然である。（中略）本件ロッカーは浴場付近に設置されており、浴場利用者が財布等の貴

重品を保管するために本件ロッカーを使用すること、そして、具体的な手口はさておき、浴場の脱衣場やロッカーが窃盗犯の目標になりやすいことは容易に想像される場所である。(中略) 本件ロッカーは、(証拠略) フロントから見えない場所に設置されている。また、Yは、①本件ロッカーはトイレおよびロッカー更衣室の入口付近に設置され、ゴルフ場利用者およびY従業員が常に行き来していたこと、②Y従業員は、ロッカー更衣室および本件ロッカー付近をときどき見回る等して、疑わしい者の侵入等を防止していたことを主張するが、見回りの頻度、担当者等の具体的な立証はない。(中略) また、Aらは、下見をした上で、盗みが可能なゴルフ場を選択していたこと、そして、Sが平成15年12月15日付け司法警察員に対する供述調書において、『クラブハウスの入口を入ると、右側にフロント、左側にロッカールームに通じる入口になっていて、貴重品ロッカーはロッカールーム入口から入ったところの壁に1台だけ置かれていて、そこはフロントから全く見えない場所だったのです。』と述べていることに鑑みれば、本件ゴルフ場のクラブハウスは、警備の程度が通常採られるべき水準に達していなかったと推認され、これを覆すに足りる的確な証拠はない。」として、Yには商法594条2項の不注意があったことを認めた。

ただし、Xにも、ロッカーの暗証番号を本件キャッシュカードの暗証番号と同一にしていたなどの過失があったとして、4割の過失相殺がなされた。

(2) 場屋営業者の責任が否定された事例

⑥高知地裁昭和51年4月12日判決(判例時報831号96頁)

【事実の概要】

Xの従業員Bは、Y(簡易保険郵便年金福祉営業団)の営業する保養センターに宿泊し、その駐車場に商品を積載した自動車を駐車したところ、これが自動車ごと盗難に遭った。そこで、Xは、保養センターの駐車することにより本件自動車および積載物(167万円相当の大島紬)はYの管理支配可能な状態にあり、XとYの間には寄託契約が成立したとして、Yに対して、商法594条1項に基づき損害賠償(ただし、積載物分のみ)を請求した。

【判旨】

本件事案に対して、裁判所は、「Xの従業員Bは、本件自動車を運転してセンターに至り、同所の前庭の白線をもって示された位置に駐車させ、自動車に錠をし、その鍵は、自分で保管して2階さくら3号室(センター内の部屋〔カッコ内筆者注])に宿泊していること、駐車した場所は庭の一部であって、白線をもって駐車できる場所であることを示したのみであり、柵等の仕切りが設けられていたわけではなく、また、その場所に駐車させるについて、同センターの従業員から指示を受けることもなく空いている所に自由に駐車できるようになっていること、しかもセンター敷地内の出入りについては門の設備がなく、24時間出入り自由になされているというのであるから、これを総合すると、本件自動車(その積載物品については尚更のこと)」についてYがこれを保管した状態になったこと、別言すれば、本件

自動車に対する支配がBからYに移ったと解することは到底困難である。そうすると、Bが本件自動車をセンターの所定の位置に駐車させた行為というのはYが主張しているとおり、Yが、センターの前庭の一部に同センターを利用する客のために自動車を駐車させることを認容していることを利用したにすぎないものと解するのが相当であり、従って、Xの寄託契約成立の主張は採用できない。」と判示した。

⑦東京高裁昭和62年8月31日判決（判例時報1253号60頁）

【事実の概要】

Xは、Y（東海観光開発株式会社）の経営するゴルフ場のクラブハウスを訪れ、フロントに携帯品を預かってくれるよう申し出たが、従業員から、貴重品ボックスを利用するよう勧められたので、本件ボックスに財布（現金20万円）と腕時計（750万円相当）を保管し、本件ボックスの鍵を上着のポケットに入れ、プレーを開始した。プレー終了後、貴重品ボックスの鍵を上着に入れたまま、クラブハウス2階の浴場に向かい、上着を脱衣籠に入れて入浴した。入浴中に、上着のポケットからボックスの鍵が盗まれ、貴重品ボックスの中の財布と時計が盗難に遭った。Xは、Yに対して損害賠償を請求した（寄託契約に基づく〔ただし、商法593条あるいは同594条のどちらに基づく請求かは不明〕）。

【判旨】

本件事案に対して、裁判所は、「XがYの従業員に対し本件財物の預け入れの申し込みをしたのに対し、貴重品ボックスの使用を勧めたことは、間接的に一応は右申し込みを拒絶したものというべきであり、また、本件ボックスを使用したことについても、その鍵は使用者であるXにおいて終始保管しており、XはYの意思とは無関係に自由に保管物の出し入れをすることができるのであって、このことからみれば、寄託契約の成立の要件である寄託物の、XからYへの所持の移転は、生じていなかったといわざるを得ない。」と判示した。

⑧東京高裁平成14年5月29日判決（判例時報1796号95頁）

【事実の概要】

Xは、平成11年の秋頃から、Y（株式会社宗像商会）の経営するガソリンスタンドに度々立ち寄り、給油を注文した上で、本件スタンドの近所に居住する親しい女性の自宅に行くため、X所有の自動車を本件スタンドに預かることがあった。Xは、Yの従業員の申入れにより、本件スタンドへの駐車が積極的に受入れられないということを知っていたが、顧客の自動車を預かることも当然にガソリンスタンドのサービス業務に含まれると考え、本件スタンドに駐車していた（ただし、本件スタンドへの駐車について、Yの従業員等は消極的な姿勢を見せていた）。

平成12年の4月1日の午後11頃、Xは、いつものように本件スタンドに来店しX所有の自動車を駐車し、その場を立ち去った。Yの従業員Aは、本件自動車をスタンドの敷地の端に移

動し、駐車した。その後、Aやその他の従業員が事務所内にいる間に、本件自動車が盗難に遭った。Xは、Yに対して、商法593条、同594条2項等に基づき、損害賠償を請求した。

【判旨】

本件事案に対して、一審判決（東京地裁平成13年10月19日〔判例時報1796号97頁〕）は、Yの従業員が、Xから依頼されて本件自動車を保管することを約したとはいえ、本件自動車について寄託契約が成立したとは認められない。ガソリンスタンドは、ガソリンの販売、洗車、オイル交換等を行う設備であって、場屋に該当しないなどとして、Xの主張を棄却した。

控訴審判決についても、「一般にガソリンスタンドにおける営業は、給油、洗車や簡単な自動車の整備などの業務を内容とするものであり、このような業務に伴って自動車が一定時間スタンド内に滞留することはあるが、それを超えて自動車を預かることは特段の事情のない限りその営業とは関連しないというべきである。そして、本件サービススタンドにおける営業が一般のガソリンスタンドにおける営業とは異なるものであるとは認められず、Yの従業員においてXが本件自動車を置いておくことを事実上好意で許容していたにすぎないことは前記のとおりである。そうすると、Xの本件自動車の駐車が本件サービススタンドにおける営業と関連すると認めるべき特段の事情を認めることはできず、本件では同条項を適用することはできないといわなければならない。」とし、Yの場屋営業者としての責任を認めなかった。

⑨東京高裁平成16年12月22日判決（金融法務事情1736号67頁）

【事実の概要】

本判決は、前掲④判決の控訴審判決である。

【判旨】

裁判所は、まず商法594条1項における寄託責任につき、「寄託とは、受寄者が寄託者のために物の保管をなすことを約し、その物を受け取ることによって成立する契約であり、物の保管という役務の提供と、保管の事務処理という委任の性質を帯びた契約であるところ、本件では、Yと本件ゴルフ場について利用契約を締結したXが、本件ゴルフ場のクラブハウスのロビーに設置された本件ロッカーを使用したという事実があるだけである。本件ロッカーの設備は、本件ゴルフ場の利用契約の一部として、商人であるYから提供されているものとはいえ、これを使用するかどうかは本件ゴルフ場の利用客の判断に任されており、使用する場合は利用客がこれを行い、使用した場合にも別料金が徴収されるわけではなく、Yも、個々の本件ゴルフ場の利用客の本件ロッカーの使用の有無や、使用された場合の各ボックスの内容物は把握していないことが認められる。したがって、本件ボックスの内容物であった財布等について、Xが、Yに対し、保管を申し込み、Yがこれを承諾してXから受け取ったものと認めることはできないから、これらについて寄託契約が成立したものと認められない。」とした。

さらに、「本件ロッカーの設置場所はゴルフ場であり、利用客としては多額の金品を持参する必要はなく、貴重品を持参したままプレーすることも可能である。また、本件ロッカーは、一応カウンターないしフロントから見通せる位置にはあったが、利用客等の出入りがあり、常時従業員の厳しい監視下に置かれていたわけではなく、保管の安全性は専ら四桁の暗証番号に依存する構造になっており、暗証番号が他人に悪用されれば、盗難被害が発生する蓋然性が高いことは容易に認識し得るところであり、特に利用の登録も対価の徴収もないものであるから、利用する側としては、そのような構造と設置の状況を前提として利用すべきものといえる。したがって、Yとしては、日常的に本件ロッカーが正常に機能することを確認し、本件ロッカーの周辺で不審な行動をする者がいないかどうかに注意する義務があり、さらに、具体的に予想される態様の犯罪行為がある状況下においては、これに対応する適切な防止措置をとる義務があるというべきである。これを本件についてみると、Yは、本件ロッカーを一応カウンターないしフロントから見通せる位置に設置し、本件ゴルフ場のクラブハウスの入口で、入場者の人相、風体、挙動等から不審者の出入りをチェックし、また、本件ロッカーの扉や施錠等に異常がなく正常に機能しているかどうかを毎日点検し、本件ロッカーの番号入力装置のカバー部分には、盗難防止のため暗証番号の盗用に注意するよう警告するシールを貼付していたのであるから、当時の状況下において、特に注意すべき態様の犯罪行為が認識され、又は認識すべき状況にない限り、安全保持のための注意義務を履行していたものというべきである。」とし、商法 594 条 2 項についてもその成立を否定した。

4. 裁判例に対する検討

ここからは、近時の場屋営業者の責任をめぐる裁判例につき、場屋営業者の定義、商法 594 条 1 項(あるいは、同法 593 条)にいう寄託責任の成否、商法 594 条 2 項にいう「不注意」の問題につき、検討を行っていくこととする。

(1) 場屋営業者の定義について

前述のように、場屋営業者には、旅館、ホテル、レストラン、浴場、映画館、ゲームセンター等が該当するわけだが、上記の各裁判例のうち、②、③、⑥の各判決は、被告側がホテルや旅館、保養施設であることから、典型的な場屋営業者に該当するといえるだろう。それでは、以下のゴルフ場やガソリンスタンドについては、どうであろうか。

① ゴルフ場と場屋営業者

①、④、⑤、⑦、⑨の各判決の被告となっているゴルフ場について検討してみよう。ゴルフ場については、①判決が、「ゴルフ場もその本質的部分は、一定の設備を設けて広く客の来集を待つことにあり、かつその客はある程度の時間その場所に滞在することを予定されて

いるのであるが、その滞在目的が営業の対象となっている点において『旅店、飲食店』等と共通しているのであるから、この点から見てゴルフ場も『客の来集ヲ目的トスル場屋』に含まれると考えられる」と指摘していることから分かるように、ゴルフ場についても、場屋営業者に該当することに問題はないだろう（同様に、④、⑤、⑦、⑨の各判決で被告となっているゴルフ場についても、場屋営業者と解釈することができよう）。

②ガソリンスタンドと場屋営業者

次に、⑧判決で問題となっている、ガソリンスタンドが場屋営業者に該当するのか否かについて検討してみよう。⑧判決によれば、「一般にガソリンスタンドにおける営業は、給油、洗車や簡単な自動車の整備などの業務を内容とするものであり、このような業務に伴って自動車は一定時間スタンド内に滞留することはあるが、それを超えて自動車を預かることは特段の事情のない限りその営業とは関連しないというべきである。」としている。この判決文にいう、「ガソリンスタンドにおける営業は、給油、洗車や簡単な自動車の整備などの業務を内容とする」という箇所は、商法502条7号が要件とする「客の来集を目的とする人的・物的設備を備えて、それら客に対し役務を提供する」行為、すなわち、「客に給油や洗車等のサービスをするために、物的施設ならびに人的施設を備えた行為」に該当するのではないだろうか。このように考えると、⑧判決は、ガソリンスタンドについても、場屋営業者に該当すると解しているように思われる¹⁹⁾。

(2) 寄託契約の成否

場屋営業者は、その営業の範囲内において寄託を受けたときには、善良なる管理者の注意をもって受寄物を保管する義務を負うが、寄託契約（商法594条1項）の成立につき、各裁判例はどのように解しているだろうか²⁰⁾。

①ゴルフ場以外の場屋営業者に対する寄託契約の成否

まず、ゴルフ場以外の場屋営業者であるホテルの寄託契約の成否が問題となった②、③、⑥、⑧の各判決について検討してみよう。

前述のように、②判決においては、XとYとの間で宿泊契約が締結された際に、Xが自己の所有する自動車の保管をYに依頼し、Yもその鍵を受け取ることによって本件自動車を支配下に置いて保管したことから、Yは、商法594条に基づき、その営業の範囲内において客から寄託を受けた本件自動車に対する損害賠償責任を負うとしている。また、③判決においては、XがYに対して、自己の自動車をホテルの敷地内で移動させることを了承し、その鍵を従業員に交付したことから、Yに対してその保管を委託しているため、Yは、営業の範囲内において、無償でXから本件自動車の寄託を受けたというべきであるとされている。

一方、⑥判決では、Xの従業員Bが、自動車を運転してYの運営する保養センターの前庭

に駐車・錠をしたが、当該自動車の鍵自体は、B自身が保管して宿泊していたことから、本件自動車がYの支配下に移転しているわけではなく、Yの寄託契約の成立が否定されている。

このように、②、③、⑥の各判決に共通するのは、客がホテルや旅館側に対して、自己の所有する自動車の鍵を預けたか否かという点にある（つまり、ホテル側が、商法594条1項に基づき客の自動車を保管したのかどうかということである）。このうち、②、③の両判決については、客から自動車の鍵を預かり、当該自動車を管理下に置いていたホテル側に対し損害賠償責任を負わせたことは、妥当であったといえよう。しかし、⑥判決については、後述の(5)とも関連するが、Yの施設内に対する管理・運営等に不注意がなかったのかどうかについても検討する必要があるように思われる。したがって、客と保養センターとの間に寄託契約が成立していないことから、直ちにYには何ら責任が生じないとした⑥判決については、疑問の余地があるといわざるを得ない。

次に、ガソリンスタンドの寄託契約が問題とされた⑧判決であるが、本判決中に、「自動車を預かることは特段の事情のない限りその営業とは関連しない」とする一文がある。ここにいう「特段の事情」とは、おそらく、ガソリンスタンド側が将来の売上増を見込んで、その営業活動の一環として、作業終了後も客の自動車を保管するような事情を指しているものといえよう。仮に、本件事案において、そのような合意が客とスタンド側との間でなされていたような事実が認められていれば、例えばガソリンスタンドが場屋営業に該当しなくても、寄託契約が成立したとして、客が保護されていた可能性があったものと思われる²¹⁾。

結局、⑧判決では、客の自動車を保管したことは営業行為ではなく、スタンド側の好意によるものであることを理由に、商法594条の適用を否定した。とはいえ、いくらスタンド側が好意で客の自動車を預かったとしても、その従業員等が、当該自動車に対する注意を払っていなかった点については、不法行為が成立する余地もあるため²²⁾、この観点から、より深くスタンド側の注意義務違反を検討すべきであったようにも思われる。

②ゴルフ場（クラブハウス）に対する寄託契約の成否

次に、ゴルフ場と客との間の寄託契約の成否について、①、④、⑤、⑦、⑨の各判決を検討してみよう。

まず、①判決では、プレーを終了した客が入浴・食事等により、かなりの時間をバックから離れて過ごすため、キャディがバックを運び去るのを放任するのは、客がしばらくの間バックの占有を離れることを予定し、キャディにその保管を託すのは寄託であるとしているが、この判決については、とくに問題はないだろう。

次に、クラブハウス内の貴重品ロッカー（あるいはボックス）からの客の携帯品の盗難とゴルフ場の寄託責任について検討してみたい。

まず、⑦判決では、客がクラブハウスの従業員に携帯品の預け入れの申し込みをしたのに対し、従業員が貴重品ボックスの使用を勧めたことは、間接的に一応は右申込みを拒絶した

ものというべきであり、また、貴重品ボックスを使用したことについても、当該ボックスの鍵を客が終始保管していたことから、寄託契約の成立要件である寄託物の客から場屋営業者への移転が生じなかったとしている。

次に、④判決であるが、客から携帯品預かりの申し出があった場合、これをフロントで保管する態勢をとっていたことが認められ、さらに、貴重品ロッカーをフロントから目の届く位置に設置したという事情を勘案し、客とゴルフ場との間に、ロッカー内の保管物に関する商事寄託契約（さらには、寄託契約に基づく善管注意義務）が成立したことを認めている。

ただし、この④判決の控訴審である⑨判決では、一転してゴルフ場側の寄託責任を否定している。すなわち、⑨判決によれば、貴重品ロッカーの設備は、ゴルフ場の利用契約の一部として、商人であるゴルフ場側から提供されてはいるものの、これを使用するか否かは、客の判断に任されており、ゴルフ場側も、客のロッカーの使用の有無や、使用された場合のロッカーの内容物までは把握していないため、寄託契約が成立しないというのである。

⑤判決についても、①客が貴重品ロッカーを利用しているのか否か、そして何時物を入れて何時出したのかをゴルフ場側で当然に把握できる仕組みがないこと、②顧客が設定した暗証番号はもとより、ボックス内の在中物がどのような物かもゴルフ場の従業員は認識していないこと、③例外的な緊急時を除いて、Yが顧客に無断で解錠してロッカーの在中物を確認することは予定されていないこと、などから、寄託契約の成立を否定している。

前述の⑦判決の事例によれば、貴重品ロッカーの開扉の鍵は客自身が管理していたことから、客が、その鍵をフロント等に預けない限り、携帯品は、ゴルフ場の支配・管理下にないため、寄託契約が成立しないといえなくもない。それでは、④、⑤、⑨の各判決で問題となっている貴重品ロッカーが、暗証番号を入力する方式である場合にはどうであろうか。この点につき、客が暗証番号を失念したり、火災その他の緊急時にロッカーを設置している設置者側が開扉できる構造になっていても、暗証番号は鍵と同じ機能を有し、それは使用者だけが知っていることであり、ロッカーの内容物に対する支配（占有）は、ゴルフ場経営者に移転していないから、寄託契約は成立しないとする見解がある²⁹⁾。

確かに、携帯品がロッカーの中に保管されているため、一時的にはあるが、携帯品が客の管理・支配から離れることにはなる。そのような意味では、クラブハウス内に携帯品がある以上、客とゴルフ場との間に間接的にはあるが寄託契約が成立しているといえなくもない。しかし、携帯品がクラブハウス内の貴重品ロッカーに保管されているとはいえ、客自身が当該ロッカーの鍵を所持していたり、あるいは、ロッカーの暗証番号を客しか知らない以上、貴重品ロッカーの物品は、場屋営業者に移転せず、客自身の支配・管理下にあるといえよう（つまり、客とゴルフ場との間に寄託契約は成立しないことになる）。

貴重品ロッカーが、鍵または暗証番号による方式によって、場屋営業者と客との間に寄託契約が成立するのか否かという問題については、それぞれの事案ごとに検討するほかないものと思われる。ただし、仮に寄託契約が成立しなかった場合であっても、客の携帯品に対す

る場屋営業者の責任については、商法594条2項の観点からも検討される必要があるものと考えられる。この点については、後述の(4)、(5)の中で取り上げていくこととする。

(3) 商法594条1項の不可抗力が問題となった事例

上記の裁判例の中で、とくに商法594条1項の不可抗力が問題となった事例としては、②判決が挙げられる。

すなわち、②判決では、宿泊客がホテル側に自動車の鍵を預けたことに対して寄託契約が成立することを認めた上で、70年ぶりの集中豪雨により、丘陵部分の地盤が緩んだことよって発生した崩落事故は、稀にしか発生しない災害であったと認めたものの、丘陵部分が傾斜地であるにもかかわらず、これに接して駐車場が設けられていたことからすれば、本件丘陵部分に何らかの土留め設備が設けられていれば本件崩落事故は生じなかったとの可能性を否定し去ることはできないこと、さらに、丘陵部分の土砂崩れが始まってから客の自動車に土砂が被さるまでの崩落の勢いはさほど急激なものとはいえなかったことから、ホテルの従業員等が事態に迅速に対応していれば本件車両の損傷の被害を防止できたとの疑いがあると、ホテル側の不可抗力の証明を認めなかった。

前述のように、通説・判例によれば、商法594条1項の不可抗力とは、場屋営業者の組織体以外の原因から生じたもの(天災等の自然現象や戦争等の人為的出来事)をいい、各々の営業の性質に従って天災等に対する予防措置を講じていれば、当該営業者は免責されると解されている。②判決では、丘陵部分の傾斜地に接する駐車場に、何らかの土留め設備が設けられていなかったことや従業員が自動車を移動するなどの措置を講じなかったホテル側の責任を認めたわけだが、その一方では、判決中で、本件における集中豪雨を「稀にしか発生しない災害であった」と認めている。

したがって、①なぜ、そのような大災害を不可抗力と認めなかったのか、そして、②なぜ、そのような災害により人命に対する危険性があるにもかかわらず、ホテルの従業員に自動車の移動を求めようとしたのか、この②判決には、疑問の余地があるといわざるを得ない。

(4) 商法594条2項の適用が問題となった事例

上記の裁判例の中で、商法594条2項の適用が問題とされたものは、④、⑤、⑨の各判決である。

このうち、⑤判決では、商法594条1項の商事寄託契約の成立を否定しつつも、①自らが営業する場屋に、『貴重品ロッカー』と銘打ってロッカーを設置したのであるから、本件ロッカー自体の安全を維持確保する義務を負うことは当然であること、②浴場の脱衣場やロッカーが窃盗犯の目標になりやすいこと、ロッカーはトイレおよびロッカー更衣室の入口付近に設置され、ゴルフ場利用者およびY従業員が常に行き来していたこと、③警備の程度が通常採られるべき水準に達していなかったこと、などから、ゴルフ場側に対して、商法594条

2項の不注意があったことを認めた。

しかし、一方で、⑤判決は、④判決と同様に、ゴルフ場側がロッカーの暗証番号を打ち込むボタンのカバー部分に、盗難防止のため暗証番号の盗用に注意するよう警告する旨のシールを貼付していたことから、客が財布中のクレジットカードの暗証番号と同一の番号を、ロッカーの暗証番号として設定したことに對して、客にも過失があったことを認めている（過失相殺4割）。

前述のように、④判決では、客とゴルフ場との間の寄託契約の成立を認めた上で、ゴルフ場側が盗難のための予防措置を何ら採らなかったことに對して善管注意義務を認めたものの、客側にもロッカーとキャッシュカードの暗証番号が同一であったことにつき、4割の過失相殺を認定している。また、本件控訴審である⑨判決は、寄託契約ならびに商法594条2項の適用を否定したものの、一応、ゴルフ場側の貴重品ロッカーに対する管理状態が適切であったか否かを検討している²⁴⁾。

商法594条2項は、客がとくに寄託をしない物品であっても、場屋中に携帯した物品が、場屋営業者の不注意により滅失または毀損した場合には、客に對し損害賠償責任を負うと規定している。本条項のいう「不注意」の中には当然に、場屋営業者が運営する施設を客が安心して利用することができるための当該営業者に対する安全管理義務も含まれるものと解されることから、寄託契約が成立しなくても、クラブハウス内の盗難予防等につき、ゴルフ場側の不注意を認めた⑤判決は、④や⑨判決と比べ合理的な判断がなされたといえよう²⁵⁾。

(5) 場屋営業者の施設に対する安全管理義務

本稿では、主に商法594条に関する裁判例を検討しているが、これまでに取り上げた裁判例の多くは、まず客と場屋営業者との間に商法594条1項に基づく寄託が成立していたか否かを検討し、寄託契約が成立しなかった場合には、場屋営業者の責任が否定されるといった理論構成が採られていたといえよう。

これに對して、⑤判決では、ゴルフ場と客との間に寄託契約が成立していなくても、場屋営業者である以上、当該営業者の管理・運営する施設内に盗難等の異常事態が生じないようにするための予防措置を講ずる必要があり、そのような措置を講じていなかった場合には、商法594条2項の善管注意義務に違反するとしている。

なお、参考までに、本稿で取り上げたゴルフ場における盗難事件と同様に、スポーツクラブの貴重品ボックスに預け入れられていた会員の財布からキャッシュカードが盗まれ、当該カードから預金が払い戻された事案につき、裁判所が、貴重品ボックス付近の監視を怠り、窃盗犯による犯罪を未然に防止するための監視カメラの設置等の措置を講じなかったクラブ運営会社（コナミスポーツ株式会社）に對し、会員の携帯品を安全に管理すべき業務上の注意義務に違反したとして、当該会社に損害賠償責任を認めた裁判例（東京地裁八王子支部平成17年5月19日判決〔金融商事判例1220号10頁〕）を紹介しておきたい。

この裁判例では、貴重品ボックスの利用につき、会員とクラブ運営会社との間で結ばれる会員施設利用契約の一部に含まれるとした上で、施設内の安全管理義務を怠ったスポーツクラブ運営会社の契約責任を認めている。本判決は、商法594条ではなく、民法415条によりクラブ運営会社の責任を認めたわけだが、当該会社の施設に対する安全管理義務を課した点では、⑤判決と同じような解釈が採られたものといえる（なお、本判決でも、貴重品ボックスの暗証番号にキャッシュカードと同一の暗証番号を使用していた会員に対して、過失が認定されている〔3割の過失相殺〕）。

以上のことから、場屋営業者には、客が安心して自己の携帯品を貴重品ロッカー等に預けられるようにするための施設に対する安全管理義務があるといえるだろう。そして、場屋営業者に、貴重品ロッカー等の施設の管理・運営に不注意があった場合には、例え客との間で携帯品についての寄託契約が成立しなくても、商法594条2項に基づき、その責任が問われるものと解される。

5. おわりに

冒頭にも述べたように、場屋営業者の責任をめぐる裁判例は、これまであまり多く見られなかったが、ここ最近では、ゴルフ場のクラブハウス内における貴重品ロッカーからの財物の盗難とキャッシュカードの不正使用に関する事件が多発したことから、それら被害に遭った客が、ゴルフ場に対して場屋営業者としての責任を追及する訴訟が増えてきている。

とくに、最近の裁判例の傾向としては、まず貴重品ロッカー等に携帯品を保管したことにつき、客と場屋営業者との間に寄託契約が成立するの否かを検討し、その結果、寄託契約が成立しなくても、場屋営業者側に、貴重品ロッカー等の施設内の管理に不注意があった場合には、当該営業者は、商法594条2項に基づく善管注意義務に違反し、その責任が認められる方向に向かいつつあるといえるだろう²⁶⁾。

そうした意味では、ゴルフ場の貴重品ロッカー以外にも、銀行の貸金庫や駅のコインロッカー等、客が携帯品を保管する場所はいくらでもあることから²⁷⁾、これらについてもまた、銀行や鉄道会社等の管理に不注意な点があれば（防犯設備等に不備があった場合）、やはり商法594条2項に基づく責任が問われる可能性があるものと考えられる。

いずれにせよ、場屋営業者には、客が安心して自己の携帯品を貴重品ロッカー等に預けられるようにするための施設に対する安全管理義務があるといえよう²⁸⁾。

【注】

- 1) 近藤光男『商法総則・商行為法〔第5版〕』（有斐閣・平成18年）237頁以下、田邊光政『商法総則・商行為法〔第3版〕』（新世社・平成18年）331頁以下等を参照。なお、場屋営業の多くは、行政的取締上、特別法（食品衛生法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法）の許可が必要とされている。

過去の判例の中には、美容院等の理髪業につき、当該業者と客との間には理髪という単なる請負または労務に関する契約があるにすぎず、設備の利用を目的とする契約が存在しないことから、理髪業は場屋取引に該当しないと解したものがある（大審院昭和12年11月26日判決・民集16巻1681頁）。しかし、学説の多くは、この判例の解釈に反対している（西原寛一『商行為法〔第3版〕』〔有斐閣・昭和48年〕82頁等を参照）。

- 2) 場屋営業者の責任に関する規定は、強行規定ではない。したがって、場屋営業者と客との間に個別的特約を結ぶことによって、責任を軽減ないし免除することができる。ただし、商法594条3項によれば、場屋営業者が、客の携帯品に対し責任を負わない旨を一方的に明示していても、それにより当該営業者の責任が免除されるわけではないと規定されている。
- 3) 戸川成弘「場屋主人の責任—商法594条1項の不可抗力の意義について」浜田道代他編『現代企業取引法』（税務経理協会・平成10年）110頁、藤原俊雄「場屋営業主の責任」民事法情報240号11頁（平成18年）。
- 4) 藤原・前掲注3）11頁。
- 5) 近藤・前掲注1）237頁。
- 6) 近藤・前掲注1）238頁。
- 7) 詳細は、戸川・前掲注3）111頁以下を参照。
- 8) 第1説につき、戸川・前掲注3）114頁を参照。
- 9) 田中誠二＝喜多了祐＝堀口亘＝原茂太一『コンメンタール商行為法』（頸草書房・昭和48年）515頁。
- 10) 田中他・前掲・注9）515頁。
- 11) 平出慶道『商行為法〔第2版〕』（青林書院・平成1年）616頁。
- 12) 黒沼悦郎「商法594条の『不可抗力』の意義」北沢正啓＝浜田道代編『商法の争点Ⅱ』（有斐閣・平成5年）254頁。
- 13) 石井照久＝鴻常夫『商行為法』（頸草書房・昭和53年）191頁、平出・前掲・注11）616頁、黒沼・前掲・注12）255頁他多数。
- 14) 土橋正「場屋営業」酒巻俊雄＝栗山徳子編『商法総則・商行為法』（成文堂・平成17年）352頁。
- 15) 平出・前掲・注11）616頁、田邊・前掲・注1）331頁等。
- 16) 平出・前掲・注11）616頁、田邊・前掲・注1）331頁等。
- 17) 田中他・前掲・注9）515頁。
- 18) 土橋・前掲・注14）354頁。
- 19) これに対して、旅店・飲食店・浴場等は、顧客が設備を利用する際に、手荷物や衣服を顧客の身から離して施設内に置くのが通例であって、典型的にみて盗難の危険が高まった状態で設備の利用ないしサービスの提供が行われるため、逆に、顧客が手荷物や衣服等を施設内で離す機会のない一般小売業やガソリンスタンド等は、場屋営業者に含まれないとする見解もある（洲崎博史「判批」商事法務1788号142頁〔平成19年〕）。
- 20) 客の貴重品の保管に関する責任が認められた裁判例としては、本文中で取り上げたもの以外にも、ホテルのクローク担当の従業員が、客のミンクコートを預かったところ、保管中に別の客コートにすり替わってしまい、本件コートを紛失してしまった事案につき、裁判所は、ホテルは、商人として当該営業の範囲内において、客のミンクコートの寄託を受けたもので、クロークにおける受寄物の保管・返還に関して善管注意義務（商法593条）を負うとして、ホテル側の責任を認めたものがある（名古屋高裁昭和63年6月30日判決〔判例時報1299号137頁〕）。
- 21) 洲崎・前掲・注19）141頁。
- 22) 後藤元「判批」ジュリスト1281号163頁（平成16年）。
- 23) 田邊光政「判批」私法判例リマークス32号79頁（平成18年）。その他、実務上の観点から⑨

判決を論じたものとして、浅野響「判批」金融商事判例1214号2頁以下（平成17年）がある。

- 24) ⑨判決に対しては、貴重品ロッカーには貴重品が保管されることをゴルフ場側は当然認識していたはずだし、貴重品ロッカーとして設置した以上犯罪の対象なりやすいことは明白である以上、最大限の注意を払って犯罪防止のための予防措置をとるべきことは当然であることから、ゴルフ場側に過失を認定すべきであったとする見解がある（吉田直「判批」金融商事判例1232号63頁〔平成18年〕）。
- 25) ⑤判決を支持するものとして、吉田・前掲注24)64頁、藤原・前掲注3)15頁がある。
- 26) なお、④判決に対し、最初から寄託契約の有無を検討しないで、商法594条2項のみを問題とすべきであったとする見解がある（来住野究「判批」ジュリスト1291号103頁〔平成17年〕）。同様に、⑤判決についても、商法594条2項のみを問題とすべき事案であったのではないだろうか。
- 27) 銀行の貸金庫、駅のコインロッカー等は、単に場所を貸すものであるから、場所の賃貸借であって寄託にはならないと解されている（内田貴『民法Ⅱ〔第2版〕』〔東京大学出版会・平成19年〕284頁）。同様に、場屋を利用する客が携帯品を貴重品ロッカー等に保管する行為についても、賃貸借と解すべきなのかもしれない。
- 28) ⑤判決の中でも示されていたように、場屋を利用する客の方にも何らかの過失が存する場合には、積極的に過失相殺が認められるべきであると考えられる。